

愛川町教育委員会

平成20年6月30日

## 愛川町教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成20年6月30日（月）  
午後2時00分から午後4時08分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について  
日程第2 前回会議録の承認について  
日程第3 教育長報告事項について  
    (1) 教育長報告事項  
    (2) 平成21年度使用教科用図書採択方針について  
    (3) 平成20年度第2回議会定例会について  
日程第4 愛川町立公民館長の任命について  
日程第5 専決処分の承認について（社会教育委員の選任）  
日程第6 その他  
    (1) 郷土資料館建設進捗状況報告について  
    (2) 町民みなふれあい体育大会概要について  
    (3) その他
- 4 出席委員 教育委員長 岡本弘之  
    委員長職務代理者 三好容子  
    教育委員 足立原 威  
    教育委員 八木 一郎  
    教育長 熊坂直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
    教育次長 岡本幸夫  
    教育総務課長 河内健二  
    生涯学習課長 長嶋忠雄

スポーツ・文化振興課長	大八木 尚 一
教育開発センター指導主事	佐 藤 千代乃
指導室指導主事	佐 野 昌 美
教務総務課副主幹	佐 藤 貴

---

◎開会

- （岡本委員長） 皆さんこんにちは、ただいまから定例教育委員会を開催する訳ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができないとされております。

ただいまの出席委員は 5 人であります。

定足数に達しておりますので、6 月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますからご承知おき願います。

これより、日程に入ります。

---

◎日程第 1

- （岡本委員長） 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日 1 日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

◎日程第 2

- （岡本委員長） 次に、日程第 2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより、質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑等がありましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） 特にございませんか。

それでは質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

---

### ◎日程第3

○（岡本委員長） それでは、次に日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

（1）教育長報告事項について

（2）平成21年度使用教科用図書の採択方針について

（3）平成20年度第2回愛川町議会定例会について

以上、3項目につきまして、一括で説明をお願いいたします。

教育長、よろしく願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（岡本委員長） はい、お願いします。

○（佐野指導室指導主事） 指導室、佐野です。資料2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

平成21年度使用教科用図書の採択のまず概要からです。

（1）採択する教科用図書についてということですが、小学校用教科書が今年度採択がえの年になります。中学校用教科書につきましては、平成19年度の採択と同一の教科書になります。また、附則第9条図書、107条本と今まで言っておりました、いわゆる特別支援学級の使用する図書になります。これにつきましては、各市町村ごとで毎年度採択という形にな

ります。

今年度、小学校用教科用図書を採択する年でございますが、教科書がすべて変わらず、そのままということで、ちょっとイレギュラーな形になりますが、21年度、22年度、2年間使用という形になります。

ここで急遽、愛甲採択地区協議会を開くことになりましたので、事務の流れとともに、ちょっとご説明をさせていただきます。

(2) 平成21年度使用小学校用教科書採択に係る事務の流れというところでございますが、先ほど教育委員の皆様へ配付させていただきました水色の冊子、それからピンク色の冊子、これらは平成16年度に作成した資料でございますが、こちらのピンクのほうが県で作成したものの、こちらの水色のものは、愛甲採択地区で調査したものです。これらの資料、さらに本日はまだご用意できてございませんけれども、各学校の先生方による調査・研究、それらをもとに、愛甲採択地区協議会で、調査研究の結果等をもとに論点の整理等を行っていきたいと考えております。

この愛甲採択地区協議会につきましては、急で大変申しわけございませんでしたが、7月14日月曜日に行いたいと思ひまして、愛川町からは岡本教育委員長様にご出席をいただきたいと、ご依頼申し上げているところでございます。

また、この採択協議会を受けまして、7月の下旬、次回の定例教育委員会に教科書採択、そして、8月の月上旬に採択結果の報告というような大まかな流れになります。

1枚おめくりいただきますと、6月10日現在でございますが、教科書採択に向けたスケジュールをカレンダーに落としたものがございます。本日は6月30日でございますので、ここで採択方針のご提案をさせていただきますと、7月になりますと、学校から調査研究の意見が集まってまいります。これらの意見をもとに、7月14日に採択協議会、そして7月30日か31日、このあたりで定例教育委員会を開いていただき、教科用図書の採択。そして8月11日までに県のほうに採択結果を報告というような流れになりますので、ご協力いただきたいと思います。

それでは3枚目になります。もう一枚おめくりいただきまして、平成21年度愛川町立小中学校で使用される教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について、ご提案させていただきます。よませさせていただきます。

愛川町教育委員会は、平成21年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次

のとおり、採択方針を定める。

(1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに統一の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究を行うこと。

(2) 教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

(3) 採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるなど、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障をきたす事態が生じないように努めること。

以上を愛川町教育委員会の方針についてということで、ご提案をさせていただきます。

以上です。

○(熊坂教育長) それでは、平成20年度第2回愛川町議会定例会について、ご報告申し上げます。

資料3に、「6月議会定例会 一般質問」という資料があるかと思いますが、これをごらんいただきたいと思います。

まず、一般質問でございますが、まことに申しわけなかったのですが、一つ、抜けておりました。5番目に、小島総一郎議員、半原にあります郷土資料館の今後の取り扱いについてというご質問がございました。全員で10人の一般質問がございましたが、小島議員も含めまして、教育委員会関係では5人の方の質問がございました。

質問内容はごらんいただければわかるかと思いますが、給食関係が今回は多いようです。特に中学校給食について、3人の方から今後どうなるのかというようなご質問がございました。3月のときに町長のほうから、答申書を尊重しながら検討していくということを答弁していますので、さらにその後どうなるのかということでご質問があったわけですが、これについては、その結果をしっかりと受けとめ、今後前向きに検討していくという答弁がなされております。

それに伴いまして、現在、庁内の検討委員会を進めておるところでございます。具体的にこういう場合はどのようなふうになるかということを含めまして、現在研究をいたしてございます。

そのほかでは、いじめの状況、前にご報告申し上げたかと思いますが、平成18年度はこれに絡んでの自殺等がありまして大きなニュースになったわけですが、19年度の調査では、こ

ういったことについては減少の方向になってきているという状況でございます。

そのほか、小林議員のほうでは、就学援助の制度をさらに拡充をしてほしいということ、あるいは高校生の通学補助をしてほしいということがございました。

それから、近藤議員のほうでは、給食なんですけど、現在、食料原材料の急騰の問題ですね。これに絡めて、米飯給食を多くすれば若干でも給食費が安くて済むんじゃないかというようなことから、米飯給食をふやしたらどうだというようなご質問がございました。

さらにはここには載っておりませんが、再質問で、愛川町では給食費の小学校の値上げはどうなんでしょうということがありまして、正直に、大変厳しい状況にありますので、今検討しておりまして、あるいは来年度、値上げをせざるを得ないかもしれない、そのような対応をお答えをしております。

それから、小島議員の郷土資料館の関係でございますが、ご存じのように現在、新郷土資料館が建設中でございます。これが来年度でき上がり、新しいものがオープンをしていくと、現の郷土資料館をどうしていくのかというご質問がございました。あの建物でございますが、そのままそっくり移すというのはなかなか難しさもあります。そんな中で、半原地域のご要望もありますので、何らかの形で残していく方向で検討を進めていくというようなお話でございます。

あの建物をごらんになっておわかりかと思いますが、実は中側に土間がとりこんであるんですね。ということですので、あのまま使つてということも難しさがありますし、木造ですので、現在の建築基準法でいくと難しさもある。そういう点をこれから検討いたしまして、どんな形でどうしようかということを決めていきたいというふうなことで答弁をしております。

一般質問は以上でございますが、そのほかにも、契約議決といたしまして、新郷土資料館展示資料等製作委託契約ですが展示の設計業務を行いましたトリアド工房が落札をいたしまして、いよいよ内部のものをつくったりというような工事が始まります。

それからもう1件は、これは小沢地区のことでございますが、梅沢に公民館ができる、これはメモリアルパークからの全面的な寄附を受けてのことでございますが、この補正予算は承認をされております。

以上が6月議会、教育委員会に関わる内容でございます。

以上です。

○（岡本委員長） それでは、これから質疑に入りたいと思います。

日程第3、教育長報告事項について、何かお聞きしたいところがありましたら、お願いいたします。

三好委員、どうぞ。

- （三好委員） 三好です。教育長報告事項の中の5月23日のかわせみ広場運営会議の内容につきまして教えていただきたいと思います。

それと、6月16日ですけれども、給食の視察を林中で行われたということですので、こちらのほうのご感想もお聞きしたいと思います。

- （岡本委員長） 教育長。

- （熊坂教育長） まず、かわせみ広場の運営委員会でございますが、これは毎年数回行うわけですが、かわせみ広場、21行政区で行っているわけですが、各行政区の児童館のところに指導員さんが配置されてございますが、その方たちをさらに円滑な運用をするために、主任の指導員さんという方がブロックごとでございます。この方たちに集まっていただきまして、現在の運営の内容だとか、そういうものについて、協議をしていただいております。細かい話につきましては、長嶋課長より説明いたします。

- （長嶋生涯学習課長） 5月23日に開きましたかわせみ広場運営会議といいますのは、今、教育長が申しあげましたように、21行政区で行ってきておりますかわせみ広場の指導員さんの上に、主任指導員という、今ブロックごとに主任さんをお願いしておりますので、主任さんは今7名おりますけれども、その7名の主任さんに集まっていただいて、今、教育長が申しあげましたように、かわせみ広場の運営上の課題ですとか、あと施設の課題という課題について発言していただき、それに対して教育委員会としてアドバイスをできること、それを当日は話し合いをさせていただき、当日解決できなかったものにつきましては、教育委員会の内部で協議して、後日、今度運営委員会という会議ではなくて、主任さんの会議がまた、毎月やっておりますので、そちらでまた協議させていただくという予定にさせていただいているというところでございます。

なお、今回、主任さんのほうから、主任制度の関係について、もう少し考えてほしい、要はかわせみ広場については、平成13年からスタートし8年が経過して、主任制度というものがこのまま継続しているのかどうかということで、教育委員会のほうに質問がありまして、その主任制度について今考えているという状況にあります。

以上であります。

- （熊坂教育長） 補足をもう一つ。



もう一つは、利用状況を見ますと、平均で1人とか2人とかいうところがございます。そういうところのかわせみ広場をどうしていくかというのも今年度研究することになっております。放課後児童クラブができた関係で、小学校の低学年のお子さんはそちらへ移ったということもありまして、特に人数の余り要らないところは、今後検討する必要があるだろうということをそのときいただきましたので、これからそういうことも考えていきたいと思いません。

それから、林中の給食のほうでございますが、センター方式で、どんな手順で、センターから給食が届き、配膳がされ、食べて、片づけるか、この様子を見させていただきたいということで訪問をいたしました。

給食の運搬車が着きますと、中央配膳室というところが、教室ぐらいに広い大きさの建物ですが、そのところで給食が下りてきまして、配膳台を各クラスごとに乗せて、それをエレベーターで各階に運ぶと、それを時間になりますと、配膳員さんがそばにいまして、それを当番の生徒が教室に配膳しまして、食べて、またその逆の手順で返すというところを見せていただきました。配膳員さんは、林中、生徒数が400弱だと思いますが、通常は5人で運営をしているというような話も聞きました。実際、どんな形で子供たちが片づけをしたのか、そういう様子も見させていただきました。

エレベーターが実際動いておりますのは初めて見ましたので、新しく、ああこんな位置についているのかということも見てまいりましたが、林中は校舎が継ぎ足し継ぎ足しになっていまして、各階1カ所に配膳台を持っていけば、そのまま平らなところでございますので、比較的運びやすいのかなということを思いました。

愛川町で考えますと、例えば愛川中は南側と北側と校舎が分かれております。すべての階がフラットでつながっているわけじゃありませんので、そういう点を考えると、愛川町の場合、同じようなことを行う難しさが、中原中は同じようなことなんで、もしやるとしたら、1基エレベーターをつければ済むのかなと思いますけれども、そんなことを参考に見させていただくのと同時に、試食もさせていただきました。厚木の場合は、試食になりますと、その日は米飯だったんですが、ご飯は給食センターで炊いているわけではないんですね。別の業者が弁当箱に入れてきたものを、別の業者が持ってきて、おかずはセンターでつくったものが行くと、そういう形になっておりました。ですから、我々がふだん目にしている、センターで全部つくって持っていくのかということもあったんですが、そうではなかったというところがございました。

やっぱりセンターから13校全部に分けて運んでいるというようなこともあって、小学校の自校給食と同じように、全く温かいものというわけにはいかなかったんですが、そこそこおいしくいただいてまいりました。

以上が、林中の給食を視察した状況でございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。

はい、どうぞ。

○（三好委員） かわせみ広場のほうですけれども、現実、主任指導員さんが7人ということで、ブロックごとに配置は仕方ないと思いますけれども、主任指導員さんが3～4ヶ所掛け持ちという状況は、なかなか大変なことだと思いますし、日常的な指導の中で、様々な子供たちの現状があって問題を持ったお子さんを含むということも聞いておりますが、そういった内容についてどのように対応していくかというのはこの会議の中では出てこなかったんですか。

○（岡本委員長） はい、教育長。

○（熊坂教育長） そのところは余り出てこなかったんですね。むしろ、主任であちらこちらを統括するような形で回るよりも、その館で、個々にやったほうがいいのではないかと、そういうご意見が強かったんですね。

ただ、教育委員会のほうで、今まで運営する中で、やはり21の一つ一つ、こちらと直になっている関係は難しさもありますので、その辺を主任さんにもご理解いただきながら、まとめ方を少し考えていく必要があるのかなということをおもいます。

具体的な各館の指導員さんもかなり入れかわっておりますので、その辺の指導員さんとの意思疎通ですか、これをどうしていくかというのは、やはりこれから一つの課題かな、そんなふうにおもっております。

○（岡本委員長） どうぞ。

○（三好委員） 三好です。

会議のときに、主任指導員さんと指導員さんの活動がありまして、それぞれのかわせみ広場ごとにきめ細かく打ち合わせするとか、連絡をとり合うとか、そういう動きをするということ自体が難しい、そういう現実があると思うんですよね。子供たちがここを訪ねてくるということですので、くれぐれも責任のある対応をしていかなければいけないと思います。研究を進めるということはもちろんですけれども、子供の安全と、よりよい環境づくりということについては、これからも関心を持って取り組んでいきたいなと、私も思っております。

それから、利用する子供さんが少ないというところと人数が多いところと、そのバランスというものもあると思うんですが、親御さんの状況であるとか、子供さんのニーズだとか、そういうところからも来ているかなと思います。子供たちの本当に安心できる場所づくりということについて、これからも一層努力をしていっていただきたいと思います。

それから、林中の給食の視察ですけれども、センターでの配送と、それから米飯の場合は別業者ということで、それを配膳する場合にエレベーターを使ってというお話でしたけれども、子供たちの様子として、給食を食べている様子、配膳から片づけまでの様子、食事のおいしさであるとか、栄養価であるとか、そういうことも含めて、子供たちの反応というんですか、思いというところは何か感想などをお持ち帰りになったでしょうか。

○（岡本委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） その点は、19年度から厚木市については実施されておりました、19年度については、まずエレベーター等が設置がされていないということでございまして、19年度に整備をしまして、20年度から稼働ということの状況がありました。そういった面では、まず学校側としても、先生方からしますと、生徒の安全に相当神経が使われたということでございまして、ということは食缶を階段を持って上がったりということで、いつこぼすかということなどもありまして、そんなことから、エレベーターを設置されたということで、まず、学校現場の先生方からしますと、その点は非常にありがたいということのご感想を受けています。

あと、食べてということでございますが、その点は、私たちも試食をさせていただきました、まずご飯につきましては、先ほど教育長もおっしゃられたように、実際は北部給食センターで炊くということも行っていないとのことです。例えば、ご飯そのものについても普通でありまして、おいしく食べることができました。若干、個々の体力等の違いによりまして、初めの年は、同じ量でいいかと検討もされたようでしたが、やはり子供たちの、子供の体力の状況を、またさらには朝、部活などをやりますと量が足りないというようなことが非常に多くあったということがありますが、それも徐々に慣れてきて、これだけの量だということで、そういう不満的なものはなくなったというような経過があったようでございました。

またあと、おかずだとか、そういったものについても、汁物も含めまして、若干冷めたものの、おいしく食べているということの様子はいかがでした。

それから、実質的には、給食になりますと当番制を導入し、生徒が交代方法で班を分けて、お互いのことを協調し合おうということでありました。そういった面では協調性を持

ってやっているというのが実態であったということの話を聞き、またさらにその給食状況等についても、にこやかに、またおいしそうに食べているという風景を目にしてまいりまして、給食そのものについて好評であるというようなことで、また保護者等からも、特に現時点の中では異論はなくて、喜ばれて受け入れがされているということで話を聞いてまいりました。

以上でございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。

はい、どうぞ。

○（三好委員） 三好です。

愛川町のアンケートの中に、現場の先生方からの一番強いご意見ということでは、日課を減らすだとか、カリキュラム上のやりくりだとか、そういうところで不安感を持っているので、アンケートの中では賛成しかねるという意向が強く出てきていると思うんですけども、そのあたりはどういうふうにご考えておられるでしょうか。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 最初のころは、授業が終わって一番おそいクラスで、クラスによって、授業が実際に終わるのが5分やそこらずれますので、とりに来る時間が若干ずれていたんですが、大体、とりに来て教室へ持って行って食べ始めるまで15分ですね。ですから、子供たちは小学校で既に給食をやっておりますので、実際生徒の間で配るのは、それほど支障なくスムーズに動いていました。

そんな点で、時間のとり方はなれてくれば、それなりのものができる。あとは日課表の中では、清掃だとかいろいろな活動を、場合によっては少し縮小するだとか、そういうことの工夫の中で何とかやり繰りはできているというようなことがございます。ですから、日課表のところは、いろいろな校内の教育活動を見直す中で切るものは切るという、それがひとつ必要なことかなということをおもいました。

全国でも見ていると、部活動を削減するとか、こういうところもありますんで、実際の場合には、そういうようなことも工夫の中に入れながらやっていかなければいけないというふうに思います。

給食費のほうは、基本的には振り込みで、銀行振り込みという形をとっている。未納の問題はこれから課題が出るかもしれないということなんですけど、ただ、準要保護の家庭はすべて補助が出ていますので、これは間違いなくいただけると。ですから、一番難しいところは、準要保護にはなっていないけれども、やや苦しい部分のところをどうするかということで、

若干は未納があるかもしれない、そういうようなお話でした。

愛川町の小学校を例にとっても、一、二校で、若干の未納がございますので、そのような状況は中学校でもあるかと思いますが、先生方に余り苦勞をかけない方法で徴収は考えていきたいと思ひます。

以上です。

○（岡本委員長） はい、どうぞ。

○（三好委員） 三好です。

給食費集金に当たっては、小学校の現実をいろいろお聞きしますと、やはりきちっと納めているところは、栄養士さんだとか担任だとかが足を運んで集金に回るとか、そういう現実もあると、そんなことも聞いておりますので、始めるという場合になったときに、学校給食費が先生方の負担増にならないように、そういうところを先にお願ひしておきたいなというふうに思ひます。

最後にもう一つお聞きしたいんですけれども、小学校の食育では、栄養バランスを考えた食事をしたほうがいいということ既に教育課程の中に入れて指導しているわけですが、中学生徒の発達段階の中で、やはり給食は必要であるということ、その根拠というものはありましたでしょうか。

私は、中学生になったときには、年齢からして、ある程度の自分の食べ物について、どういうものを食べていて、どういうものが今の自分たちにとって必要であるかという、それをまず認識というか知識というものを備えられて、それを活用して自立できるような、そういう考え方、つまり生きる力に結びつく考え方を育成していくのが妥当かなと、そう思うんですけれども、給食導入に当たっては、与えられる食事という形をとるわけですから、その辺を教育的な観点というか、そういう理論的な背景や教育的な根拠は、どこにあるとお考えですか。

○（岡本委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） これは、小学校給食、また中学校給食についても、いずれにしても学校給食法という法律の中で、この給食をきちんと提供するよう努めるということで義務づけられております。食育基本法の中においても、学校給食ということについて、食習慣を含めまして、教育の一貫でとらえて進めてほしいということになってございますので、これは小学校、中学校を問わずということになるかと思ひます。

そして、その中で、子供たちに成長過程の中で、給食の位置づけをしっかりと、例えば

栄養教諭をはじめ、いろいろな授業の場面ごとにおいて行うということと、それから学校給食の中で、生きた教材としての考えを踏まえた中でも、そういった食育そのものを進めてほしいというのが、食育基本法の中でも取り組むような表現もありますので、そういった観点の中でとらえて、食育基本法に基づく推進等を進めておりました、そういった取り組みを、もし実施する場合については行ってまいりたいなということだと思っていますということでございます

○（岡本委員長） よろしいですか。

はい、どうぞ。

○（三好委員） 三好です。

決まっていること、それから方針ということでは、まさに河内課長のお話のとおりですね。ですけれども、愛川町では、一応給食検討委員会が以前ありまして、業者弁当を導入するだけの意義があつて業者弁当を導入しようということになったわけで、それをあえてまた、それほどの年数もたたず、検討も浅いままに給食を導入していくという意図をどう説明するかということです。

○（岡本委員長） はい、教育長。

○（熊坂教育長） 今まで業者弁当を進めてきたんですが、やはりメニューが限られているということは、だんだん子供たちが飽きがきているということも、ひとつ現実でございます。したがいまして、初めに平成17年に導入したときには、4、5%の子供たちが注文をしていましたけれども、数年たつ昨年度あたりですけれども、その半分に落ち込んでいるということ。子供たちは現実に、その分うちから弁当を持ってきているかということ、やはり自分たちの食に合つて、バラエティーが買えますので、コンビニ弁当を買ってきているのが現実には多いと、そういう状況に逆戻りしている部分がございます。

そういうことがございますと、制度を導入する当時では、弁当配送方式でいいという意味があつたんですが、長年経過してきますと、そういう面でメニューが4種類ぐらいに限られていると。子供の食というものが、やはり嗜好の問題で飽きが来るところが一つ課題でしたんですが、そんな面で、利用が減ってきたと同時に、いろいろな食材の値上がり等で業者のほうも配膳員さんを置けないということも出てきまして、ハーベストの方は、現実には取りやめをしております。

そのかわり、子供たちが希望したときには、先生方もやはり業者の弁当をとっていますので、それを頼める形に変えてございます。これを、配膳員さんを置かなくなったというのみ、

愛川町だけじゃなくて、至るところでやっているところは、全部そういう状況が出ているんですね。そういう面で、現行の配送方式が少し限界がきていると。配膳員さんを先生方にお願ひするというのも、これはちょっとできませんし、難しさがあるということで、学校の下解のもとに、現在、必要な子供たちには、先生方が頼む弁当を頼めるように、注文しますので、それで間に合わせをしていると言うことでございます。

ですから、そんなことを思いますと、やはり給食というのは、一月なら一月しっかり、から揚げだけじゃなくて、子供たちの好み等も考えながら、バラエティーに富んだものが出てきますので、その意味では、やはり配送方式のものよりも、給食のほうが子供たちにとっては、小学校のときの続きもありますし、望ましいのかなというようなことだと思います。

- （岡本委員長） 林中の報告をお聞きして、いいことばかりだなと聞いていたんですよ。何か問題点、むしろ、視察に行かれたときにどういう問題点があるかというほうが、今後、愛川町が取り組んでいく中で参考になることだと思うんです。いいと思うことをやっていくことは、どうでもそのとおりになりますから、そういう本当に報告と課題がないように受けとめた。ああ、すばらしい、給食制度すばらしいんだなという形でお聞きしたんですけども、実際は今のお子さんの価値観の多様化から言うと、食事については、こちらの強制的というか、やってしまうのは、今のお子さんは来ないんですよ。だから、ホテルなんかも全部バイキング方式とか、大人だってそうなんです。バイキング方式とかになっていて、自分で出てきたものを選んで食べるというような、日本全体でもそうなりつつあるわけです。だから、子供たちは、今、本校がやっているお弁当の方式で飽きると。4種類だと、それは当然飽きると思いますよ。ですからやめたと。そういった子がどのぐらい実際にいるのか。本町内の中学校で、やめたときにお弁当を持ってこない子がどのぐらいいるのか。やめたけれども、お弁当をやっぱりつくってもらえなくてコンビニに買いにいった生徒がどのぐらいいるのか。

そういう具体的なことまである程度調べて、そうしたらもうちょっと集金ですね、よほどいい方法を考えてやらないと、今の日本というのは、公で使ったお金は、納めないでずるずるいって、そういう人が結局得したような雰囲気、悪い状況が出ているんですよ。それが教育現場で起こるといのは、次の年代の人たちがその時代の年代で経験しちゃうということは、彼らは大人になるわけですから、大人になる前にそういういい思いをしちゃうんですよ、それはいけないんだということも教育的に、ただ給食ということじゃなくて、給食を取り入れる方法をもう少し考えるならば、もっとしっかり本当に背景からやらないと、ほか

の問題でやっている集金の問題、本当に出てくると思いますよ、これは。今、親御さんの感覚というのは違いますから。その辺のところをきちんと工夫して、やっぱり税金でやることですから、対応をしっかりちゃんと時間をかけてやっていただくことが必要なんじゃないかなという思いがしました。

今、私、神奈川工科大へちょっと行っているんですけども、あの後ろに厚木の給食センターがあるんですね。すばらしい、すごい施設で、大勢の方がかかわっておられますよね。ただ、今お聞きしていたら、あんなに大きいのにご飯もつくっていないというのでびっくりしていたんですよ。あんな立派な施設があるのに、その辺のところは、業者さんの何かいろいろあって、縄張りみたいなのが、そういう方向で分けられちゃっているのか、ご飯が炊けないわけない、素人目には思うんですよ、中まで入っていませんから。ですから、その辺がどうなっているのか。いろいろ、町で給食を入れたら業者さんがいろいろ入ってきますから、いろいろ形で。そういう中であって子供たちの給食のために何がということをしっかりやっていただけたらなと思いますけれども。

給食が必要な方向に町もだんだんなりつつあるような感覚で、今、私は聞いていますけれども、だからそれはそれでいいと思うんですけども、そういうところをちょっと検討していただければなと思います。

○（熊坂教育長） 二、三、ちょっと私もお話しをさせていただいてよろしいですか。

厚木の場合ですが、以前はセンターでやっていたんですね、かつては。だけど、いろいろな関係で、経費削減とかいろいろなところを考えていきますと、米飯を外注すると、そのほうが経費的にも安くあがるというような判断があったかと思います。

林中で食べました米飯も、実は、表のマークを見ましたら、大和市のマークがついているんです。見ましたら、ほかのマークもあるんです。ということは、かなりの市町村でやっている場合に、米飯だけは業者に頼んでいるのかなということがありました。

○（足立原委員） 私、たまたま厚木の学校にいましたから、分かるんですがご飯を業者委託、それから、めん類もそうなんです。特にめん類は特に業者委託でやっていたもんで委託業者が決定しないとね。その間はめんを食べれなかった。

○（岡本委員長） ほかに。

はい、八木委員。

○（八木委員） 全く方向が変わりますけれども、2、3ぐらい。

教育長会議ということで、教育長さんはよくいろいろな会議に出られまして、全国の町村



教育長会議、その他にも、こうやってきたところで恐らく教育の原点のすり合わせをなさっているんだと思いますが、いろいろと資料が出てくる中で、当然、文科省からも下がってくるわけなんです、教育現場を一番知っている、全国の教育長さんが集まる場面ですから、当然この内容についていろいろな議論が、もちろんありますよね。そういうことでやっぱりフィードバックしていると認識してよろしいですね、我々は。

- （熊坂教育長） 文科省のほうから説明があつて、それに対して、質疑意見を申し上げる時間が、ちょっとありますので、その中で必要なことはお話を申し上げ、両方いろいろな意見が出てくるんですね。

例えば、小学校の英語教育活動ですか。こういうのがありますと、あるところからは、どんどん推進しましょうという話が出るし、あるところは、もうちょっと考えたほうがいいんじゃないかというような、両方の意見も出たりして、その中で、我々も考える材料をいただいたりすることもございますし、法的に決まったものはきちっとしていかなきゃいけないとか。

例えば、2年前ぐらいに出てまいりましたが、教育委員の中に保護者を置かなければならないという、ただその1行だけなんです、文科省は、そのときの説明で、高校生のおられる方までを保護者と考えると、そういう具体的な説明があつたりして、教育委員会では参考になることが、結構その中で、話が具体的なものとしては出てまいりました。

- （岡本委員長） はい、どうぞ。

- （八木委員） 一つの国の教育の基本なんていうのがぶれちゃいけないというのは、我々素人でもわかるんですね。だけど、そういうところがぶれてきたというのは、それはどういう原因かはわからないけれども、とにかく新しい教育基本法ができて、これを読みますと、確かに右往左往している。やっぱり今後100年、200年といった、先の長い見通しを持った方針をつくっていただきたいと思います。

私、個人的に思うんですが、今の教育は、本当に甘やかしとご機嫌伺いの、それを二乗ぐらいしたような、そういうような認識を持っております。議会でもよかれと思って、いろいろ要求が出ておりますが、もちろん政治というのは、基本にあるのは弱者救済であるのはもちろんわかります。どこまでが許容範囲であるか、眼鏡をつくるまで、実際補助するのか、だったらおれのほうだって行政に言おうよと言いにきたら、要求が強いから、しょうがない、うるさいからこうしてやろうということで通ってしまったら、これはやっぱり政治はだめになっちゃうんですね。その辺をやっぱり携わる方々には、どこで歯どめをつけるかというの

は絶対に必要だと思います。

教育の現場でも、子供たちがうまく遊ぶような環境なんかつくるのは絶対必要ないんですよ。これ昔から私は思っているんです。そんなところに金を使うのなら、もっと公共の福祉全体の中で使っていくようなことを考えてほしい。給食の問題も絡んできますが、余り甘やかしとご機嫌伺いはやっちゃいけない、私はいつもそう思っています。

それと、いろいろと教育基本法の中で、これを読んでいますと、短絡的でちょっとおもしろいのが出てくるんですが、ちょっと勉強のために聞かしておいてもらいたいんですが、例えば、教育基本法の方針の中に、今までなかったような、例えば「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神」云々、下のほうで「伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する」云々これは一番大切なことであるが、この辺の絡みで、例えば、武道必修であるとか、これ短絡的に、ただそんなものがでているのかなと思うんです。もう少しさらに言えば、武道というと、やはり日本古来の武術が、やっぱりこれは体育系のものですからいいと思うんですが、剣道とか弓道とか、そういうものをもっと優勢にしようというような意味なのかなと。これは表面的な教えだけで、こういうものが出てきたのかなということなんです。

それとあとは、後ろの別表の子供と向き合う時間の拡充なんか当たり前のことと私は昔から思っているんだけど、やっぱり学校現場を原点に戻すというのが必要なんですよね。くだらないことは、もう勇気を持ってやめさせるということで、決して教員がふえたからとか、そういうレベルの問題じゃないと思うんです。ここはやっぱり教育長さん、いろいろな場面で、あえて自己主張を大いにさせていただいて、自己主張は試行錯誤であって間違ってもいいんですよ。それでいってどこかで修正されるわけだから、それにはいっぱい言ってほしいなという気持ちがあります。

それと、また 同じことを言っちゃいますけれども、確かに教育採択会議のことなんですが、愛甲教育事務所管内が一つの教科書を使うという前提がありますよね。それで中に自治体が厚木、愛川、清川とあって、各その教育委員会が地元へ持ち帰って採択したものを採択協議会の場に出して、どこかが振れていたら修正するという、そのシステムは何か非常に重要なものであるのかねと、私いつも疑問に思っているんです。教育委員を長くやらしてもらって何回かその場にぶつかって、だったら愛甲教育事務所で3市町村の教育委員が集まって、自分で研究したものをそこで討論すればいい、それで済むんじゃないのかなと、そういう認識を持っているんですが、また時期が来ましたので、そこもちょっと質問の中に入れさ

せていただきたい。そこまでお願いします。

○（岡本委員長） それでは、教育長。

○（熊坂教育長） いろいろな角度のことで、私も結構、県の会議等でも自己主張をしているつもりではおりますけれども、先生方が子供と向き合う時間の確保の関係では、とにかくいろいろな調査だとか、余計なものが多過ぎるという話もいたしました。ですから教育委員会でも取捨選択はするんですけれども、県のほうもむだな調査はしないでくれという話も、この間させていただきました。余りにも、何々教育という、教科以外のものが膨大になる訳ですね。ですから、そういうところをなるべく減らしてもらいたい。本筋のものをきちっとやっていけば基礎が身につくという、そういうことで学校はやりたいんだということでお話しさせていただきましたので、今後も気がついたことはさせてもらいたいなというところがございます。

教育基本法に基づいて、教科の中身が出てきますので、武道が取り入れられたのは、伝統文化の尊重などと若干関係している部分があるかという感じです。いろいろなところで、教科の内容にそういうことが反映されて出てきておりますし、道徳の授業などでも、その価値観の問題等のところが連動してきています。そんな意味で、新しい学習指導要領の中には、基本法を反映したような組み込ませるといように思っております。

それから、教科書採択の関係ですが、本来は最終的には市町村でやりなさいというのがあるわけですが、町・村になりますと、正直言って調査の段階で、町だけでなかなか先生方に手伝っていただくのは難しさがある。そんなこともありまして、厚木愛甲地区では、調査をするときの教科書採択について、3市町村で一緒にやりましょうという、そういう合意のもとでやっておりますので、昔は事務局が音頭をとっていたんですが、事務局は音頭をとることになりませんので、一番大きい厚木市におんぶをしているというのが現状です。厚木市が、今この教科書採択の事務局をしていただいております。今後いろいろな方法が考えられますので、調査だけは一緒にやって、最終的には市町村独自で採択ということも可能ですので、これは今後工夫してみたいというふうに思っております。

○（八木委員） 今、教育長さんの報告の中に、県のほうなんですけれども、中高一環教育の一つのパターンとして、愛川町は連携をとっていますということで、これはすばらしいことなんです。実は話に水を差すような話をまたしちゃいますと、この間、実は愛川高校の山田校長さんに、いろいろちょっと講演をしていただいたんです。「何をやりますか」、「何でもいから、今の現状を先生、話しましょう」ということで、「愛川高校の現実」という

題で、中身のある話をいろいろ聞かせていただく機会がありました。あの先生はいろいろ大変な問題校ばかりを、ほとんどまとまらない高校ばかりをぐるぐる歩いてきて、愛川に来たんですけれども、そういうことから始まって学校の問題もさることながら、もう規範意識やら何やら、決してこれは愛川町から行った子供たちばかりじゃないんですよ、相模原市もいっぱい来ていますが、とにかく学校で習ったことでも教えられたことでも、自分の生活の中に生かされなきゃ全然教えたことにならないし学んだことにもならないし、そういうことから見ると、何も今の義務教育というのは、すべて私は失格だよと、こんなふうな意識を持ったわけなんですけど、とにかくどうしようもない。

そのほかに、愛川高校ができたときのあの経緯を見ますと、やっぱり愛川町こぞって、議員さんから何から地元で県立高校を持ってきたいと、優秀な学校につくるんだという意気込みでやってきて何十年かたつと、もういいのかよということになってしまう。現場の教員なんかは、しょうがない、2カ月たったら、早くこんなところもう出たいと、そういう意識ばかりというような感じなんですよね、実は、聞いて見ると。山田校長も大分苦労されていて、やれることはやれることでばしっとやっているようで、服装が悪いやつなんか、「おまえ帰れ」と、帰って戻って来なくていいんだ、学校にこなくていいんだと、そのぐらいで今やっているということで、大分よくなったんだなんていう話も聞いているんですが、そういうことで、やはり我々は中高一貫、愛川町の中にある県立高校の一つですから、大事にして、やっぱりそんなに変なうわさがないような、そういうものにするのも義務教育をあくまで我々の仕事の一つかなと思うんです。

今後、こう言うふうな一貫校という方向に行くのはいいんですが、やっぱりもう少し小中の教育というか、愛川は愛川なりにからいところを見せないとすまないんじゃないかなと。私は、あとで小学校の校長さんに「おまえら何しているんだよ、本当はどうなんだ」って、「えへへ」なんて笑っているけれども、それは今の難しい時代であるということはわかりませんが、やっぱり真剣に取り組んでいかないと、お話を聞いていてひしひしと感じちゃいました。ただ、愛川町の教育委員会でございますから、地元の県は県で、また管轄は違うといえども、いろいろなところで、やっぱりよくしていくということを考えていきたいなという思いがいっぱいになっちゃいますので、これは一つのそういうお話を聞いたということだけ、お話をさせていただきました。

以上でございます。

○（岡本委員長）　どうぞ。

○（熊坂教育長） 一貫のこともありますし、県立高校と小中学校で授業を見直すというのは、恐らく愛川町だけがやっていることだと思うんですけども、やはり高校へ、小中学校の先生も行って授業を見せていただいて、授業でこういったところはこうだという、小中学校ではこうやっている、高校ではこうだと、そのギャップをどうしていったらいいとか、そういう研究を、徐々にでありますけれども始めています。ぜひ、そういうところに力を入れていきたいなということを考えております。

小中学校ではきちっとした子供を育てるということできちっとやっているんですけども、高校へ行った段階でがらっと崩れちゃう子もあります。反対によくなった子もあるということで、その子の素質、あるいは家庭との連携、さらに高校も指導をいただく必要があるのかなと感じますね。

ただ、高校でやられているように、服装は確かにこのごろきちっとしてきたというのは、どこで目にされても感じるんじゃないかと思いますが、一つずつ町で高校を応援できることもしていかなければいけないと思います。できた趣旨等を考えてみますと、県立高校が愛川町からなくなったらどうなんだろうという、そういう危機感も、我々も考えつつ進めていきたいと思います。

○（八木委員） 愛川高校の現実ですが、今、1週間に授業のカリキュラムの中で、2時間、小学校の授業、算数と何かをやっています。やらざるを得ない。それが今の現状です。これは社会の一つの趨勢かもしれないけれども、と言ってほってはおけない。愛川町だけでもしっかりやっていかなきゃいけない。

○（岡本委員長） 一つの試みだと思うんですね、愛川高校でやっているのは。県も、やっぱり良い方向に行くようにバックアップしているわけですね。今、八木委員が言われたように、愛川はまだいいんですよ。ほかの県立高校の3校ほどは全く学力試験をやらないから学力遅進者が入学するんですから。愛川はまだ、多分全員じゃなくて、まだ何名かぐらいにして、その枠で入れる子というのに多分なるんじゃないかな、全員じゃなくて、何人かの定員の。ところが、試験の必要のない、入れようとする高校が、県立でも3校ほど、今やっぱり県は進めようとしているんですね。現実には、数学の試験問題一つとっても、5引く7ができない子はいっぱいいます。5引く7という問題が出ても、出来ないお子さんがいるのです、数学で。

そういうお子さんがきて、いろいろやってきたんですが、それはできないんですね。それが現実なんで、ただ、それをほっぽっておけないから、いろいろ試行錯誤して、高等学校

のレベルまでは何とか教えて社会に出すと。今は社会に出してあげようと、高校の役割がそこで精いっぱい終わっちゃっているんですね。今、かわいそうなのは、上の子は伸ばしてもらえない現実なんです。一方で、だから、そっちへエネルギーがみんないっちゃってますから。そういう両方が存在するのを見ると、やっと数学の時間がふえているのはふえているんですけども、少しもとに戻しただけであり、そのうちになんか東南アジアでもいいのがでたとか、現実は中学生レベルなんです。だから、もうほとんど、これからの技術者というのは育たないんですよ、20年間ぐらいいは。だから、そういう深刻な問題になってやっと戻す事にしたのは、小学校以下に時間増だったと思うんです。だから、数学と理科をやっていたのにマネーゲームのアメリカのマネーゲームが盛んになって、それで経済とか社会とかを、ばーっと教えたんですね。それで結果的にゆとり教育が必要視された訳と思うんです。あれだけ騒いだゆとり教育が、この基本法でぱっと時間数がふえて変わってしまう。何もマスコミにも世論、出ないですよ。あれだけ騒いで、ゆとりゆとりと、地元の方も田んぼを提供したり、いろいろなことで協力してやったのに、国を挙げて、それがぱっとかわる訳です。

だから、ゆとり教育がよかったということじゃないんですよ。大きく変わる部分に甘えたんじゃないか。だからその辺のところになかなか難しいんだろうなという気がしますね。特に教育行政にかかわって、様々な面で難しさがあるのかなという。だから、私、教育委員をやらせてもらっているんですけども、強制的になかなか一斉に学校でできるともいきませんので、何とか、愛川の中学校、小学校で育った子が、愛川町に胸張って戻ってくれるような子が育ってくれるといいなという思いがしますよね。

- （三好委員） 今までの八木委員のお話の中で、納得するところがいっぱいあったんですけども、子供のことがころころ変わり、それを教育行政の流れで、子供たちの成長とか平等であるとかを考えの中に入れず、指導をする上で現場は、振り回されてきたと思うんですよ。それはやっぱり子供を中心に置いて、子供のために何が一番なのかとか、そういう教育的な根拠をしっかりと持った上でやっていただければいいと思うんですよ。

それがないと、高校生になっても、小学校や中学校で学ぶ基礎・基本が身につかないということになる。本人の努力に係るということもあると思うんですが、小学校の現場、中学校の現場、先生方がそれぞれ必死になっていますよ。やはり皆さん根拠をしっかりと持って行くということ、これからも心がけていただきたいなと思います。

- （岡本委員長） よろしいですか。

八木委員さんが、何回かご意見として述べられていたんですけども、愛川町の義務教育、

小学校、中学校、何か小中がね、愛川町はこういうものを柱に教育をするんだというようなものが出されるのかなということと言われたんですよ、以前。だから、それを私の考え方については、なかなかいいご意見と思って、考えてみて、じゃ、何かと、具体的にになると難しいんですけども、小学校、中学校と引き続いて、そういったものを、我が愛川町ではこうだというのが何かあればなというのがあるんですけどもね。それは総合学習の中でも、結局なかなかできなかつたんですよ、時間的にもハード的にもですね。

教科書選定委員というのは、教科書の見本の教科書というのは、閲覧か何か、毎年できるようにしているんですか。

- （佐野指導室指導主事） 今年度は教科書は全く変わりませんので。
- （岡本委員長） 変わらないから。そのままねということですね。
- （佐野指導室指導主事） 見本は、図書館の方においてあります。
- （岡本委員長） わかりました。
- （八木委員） 教科書が変わらないで、その中で採択をすると。それまでは、どっちにいくかわからないということだね。
- （佐野指導室指導主事） はい。
- （八木委員） わかりました。
- （岡本委員長） 変わらないというのは、基本的には。わかりました。  
はい、どうぞ。
- （足立原委員） 教育長報告の中にはないんですが、関連があるかもしれないですけども、新聞等を見ますと、今、耐震化充分もできない、図書の蔵書もできていない、特に耐震化の問題がありますね。愛川町は耐震化が進んでいるということで心配はないということなんです、いろいろ避難訓練等をやっております。実際に直下型で来ると、なかなか難しい面もあるやに思います。  
あれは国のほうからの定義もあって、割合に愛川町は進んでいるんですけども、藤沢市なんかは、相当耐震化ができていないというので新聞のほうには載っていました。そういうお金は、そのまま、もちろん藤沢も市の予算の範囲で、それでいいんだと思うんですが、補助金なんかも、地方交付税として指定されたら、今の交付金の中で考えていかなければならないと思うんです。愛川町はそういう問題については、そのとおり文科省の方針に沿ってやっているんだと思うんですが。
- （岡本委員長） はい、教育長。

○（熊坂教育長） 耐震化の関係は、必要な建物はすべて、体育館も含めて、学校関係は耐震化の工事は終わっております。神奈川新聞にゼロで出ているはずでございます。最後のところの公開の理由というのは、どうもとらえ方が違ったらしくてああいう形で。ゼロだから、公表も何もないということで、そのところに印をつけたら、バツがついていたという形です。であれば、公表とかそういうのは当然、議会でこれはやらなきゃいけないからやりますということで、今までもやってきましたので、このことは変わらないんですが、ですから、耐震化については、今、一つクリアができたかということでございます。

それから、予算のときにお話ししたかと思いますが、学校の補助ですね。これの交付金というのは、いろいろ条件があって、愛川町の場合は不交付団体であるし、目に見えた形で、どのぐらいが教育に充てるお金ですというのは出てこないわけですね。その中でも、国がある意味措置したということを行っていますので、5年間で愛川町の蔵書を基準にはもって行こうということで、今年度から予算をいたしました。したがって、今までの予算の1.5倍にたしかになっているかと思いますが、これを5年間続けて蔵書を基準まで持っていきたくない、そういうふうにしております。ほかのものも、いろいろな形で交付税の中に入っていますよという形で来るんですが、必要なものはやはり教育の中でそれは獲得をしていかなければいけないと思っていますので、今後努力はしていきたい思います。

○（岡本委員長） ほかに何かございますか。

はい、どうぞ、佐藤さん。

○（佐藤教育開発センター指導主事） 教育開発センターの指導主事です。お話を伺って、1点だけ説明させていただきたいと思います。

先ほど、八木委員さんのほうから、中学校の武道というところが、教育基本法が全面的に変わったところで「伝統や文化」というところが、武道に準ずるということで出てきているということでお話もありましたけれども、それは実際、現場では、武道——ここに書いてあるようないろいろな伝統的な文化に関する教育を今後充実していくようになるというふうに思います。ただ、子供たちが10年後、20年後、30年後、本当に日本社会の中で、しっかりと日本の中核となって生きていく、自立してしっかりと社会の一員として役割を持って生きていくということを考えたときに、やはりこれまでの日本というのはどういう国であったかとか、これから国際的に外国との関係はどういうふうになるんだろうかというあたりをしっかりと踏まえて生きていかなければ、子供たちの20年後、30年後というのはすごく難しいということを考えます。ここに伝統や文化ということに触れているという点があるのではないかと



などと思います。

ただ、実際、体育の中でどのように武道を行っていくのかというところは、現場の教育として研究を進めていきたいと思いました。

○（岡本委員長） ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。この議会定例の報告書について、後で資料をいただけるんですか。議会の資料ですけれども。

○（河内教育総務課長） すみませんけれども、ちょっとその辺はきょうお配りすることの用意はできておりませんので、後ほど配付をさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

○（岡本委員長） 他によろしいですか。

足立原委員。

○（足立原委員） 23日の文化会館事業協会理事会というがございますが、文化会館のまちづくりでやっている事業があるんですが、町としても文化会館の事業として、なかなかずっとそれをやっているというような状況に今、文化会館のほうもないと思うんです。そんなところで、文化会館の状況をお願いします。

○（熊坂教育長） 文化会館の事業でございますが、年間5回程度ですね。文化関係のいろいろなジャンルがありまして、子供向けだけか、伝統文化だとか、その他、大衆娯楽だとか、いろいろな分野に分けておるわけなんです、5年ぐらいの計画で、ことしは何と何をやるという計画がありますので、それで計画を毎年しています。事業協会の理事会というところで、その案を提示いたしまして、ご了承いただいて進めております。現在は、町での補助金が800万ほどです。

事業収入と合わせて、その予算内で事業を行っていくと。今年度は、たしか1,400万ほどの事業を組んでいるということ、行う予定でございます。一つには、子供の夏向けの映画鑑賞をやるんですが、これが意外と入る割合が高いんですね。収容人員に対して7割ちかい。安いこともあるんでしょうけれども、7割近いこともあります。時によると、80%を超える事業もあったり、数年前にやりましたものでは100%いったものもございます。ですから、中身によりけりということがあります。やはり少ないのは、クラシックの音楽など、こういうものは過去の例をとりましても、入る人が少ない。この規模で実際行って、愛川町ということでやっていますので、人口の割合から見て、そのぐらいなのかなということも言われていますけれども、少しでも大勢入っていただく努力はしているということでございます。

もう一つは、今年度計画しているのが、桂歌丸と米丸さんですか、2人の会をやる予定で、ただ、歌丸さんが腰を痛めて入院していますので、12月ごろですので多分できるかと思えますけれども、そんなのも計画をされているところです。

以上でございます。

○（足立原委員） わかりました。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかにございませんね。

それでは、ほかに質疑もありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、教育長報告事項についての（1）教育長報告事項、（2）平成21年度使用教科用図書採択方針について、（3）平成20年度第2回愛川町議会定例会について、以上3項目については、教育長報告のとおり、ご承認をお願いします。

---

#### ◎日程第4

○（岡本委員長） 次に、日程第4、議案第3号 愛川町立公民館長の任命についてを議題といたします。提案者の説明をお願いします。

教育長。

○（熊坂教育長） 議案第3号でございますが、4月末をもちまして、半原公民館長でありました斎藤様から辞職願いが出まして、受理いたしました関係で、新たに公民館長を任命したものであります。

内容につきましては、担当課長から説明がありますので、よろしくをお願いします。

○（岡本委員長） それでは説明をお願いします。

○（長嶋生涯学習課長） それでは、議案第3号、愛川町立公民館長の任命について、ご説明させていただきます。

公民館長は愛川町立公民館条例第4条に基づき任命するものであります。今回の任命は、半原公民館長を4月1日付で任命いたしました斎藤隆夫氏が、4月末をもって一身上の都合により退任いたしましたことから、その後任者を任命するものであります。選任に当たり、公募いたしましたところ、2名の応募があり、応募者から提出していただきましたレポート

及び面接により選考いたしました。

任命予定者は愛川町半原2590番地の2佐藤憲司氏、64歳でございます。6月19日に関係職員で面接を行うとともにレポートを審査いたしましたところ、甲乙つけがたく、過去の公民館事業でのかわり佐藤氏が半原公民館まつり実行委員会の正副委員長を昨年度、一昨年度に経験されておりましたことから、任命予定者とさせていただきます。

佐藤氏は、人格円満で、生涯学習に豊かな見識を有し、町内や地域の事情に詳しいことから、任命いたしたいと存じます。なお、愛川町立公民館長に関する事務取り扱い要項から、身分については非常勤職員、任命期間は平成20年7月1日から平成21年3月31日までで、また、勤務形態は、基本的には勤務日数月12日、1日6時間勤務、報酬は愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、並びに同条例施行規則の規定に基づき支給するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、お認めくださいますよう、お願いいたします。

○（岡本委員長） 説明を伺いました。これより質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） では、質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第3号、愛川町立公民館長の任命についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号、愛川町立公民館長の任命については、原案のとおり可決されました。

- （岡本委員長） 次に、日程第5、議案第4号、専決処分の承認について（社会教育委員の選任）を議題といたします。提案の説明をお願いいたします。

教育長。

- （熊坂教育長） 議案第4号でございますが、社会教育委員の選任に関わる専決処分の承認についてでございます。

愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条によりまして、別紙のとおり社会教育委員を選任をさせていただきましたので、報告を申し上げると同時に、ご承認していただきたいというふうに考えます。詳細は担当課長よりご説明いたします。

- （長嶋生涯学習課長） それでは、議案第4号の専決処分の承認について、社会教育委員の選任について説明をさせていただきます。

社会教育委員の選任につきましては、愛川町社会教育委員設置条例、第2条の規定によりまして、委員の定数は12名で、任期は2年になっており、現委員の任期は平成21年4月30日までとなっております。今年度に入りまして、学校教育関係者及び社会教育関係者において、団体における役員の改選があったことから、社会教育委員の変更、選任を行ったものであります。なお、それぞれの団体の総会が4月から5月に開催されまして、後任候補者の決定が5月末から6月上旬となってしまったことから専決処分といたしましたものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

- （岡本委員長） 説明がございました。これより質疑に入ります。

何かご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

はい、八木委員。

- （八木委員） 新任の方は、読み上げなくてもよろしいですか。

- （長嶋生涯学習課長） 失礼いたしました。今回、新任になった方を朗読させていただきます。資料の3ページに、平成20年度社会教育委員名簿があります。まず、学校教育関係者で、愛川中学校校長先生の高木光人様、社会教育関係者では、町婦人団体連絡協議会会長の篠崎敏枝様、町PTA連絡協議会会長の山内一正様、一番下から2行目の町文化協会会長の遠藤敏子様、以上4名が今回変更ということであります。

以上であります。

- （岡本委員長） よろしいですか。

ほかに何か。特にございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) では、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第4号、専決処分の承認について(社会教育委員の選任)の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号、専決処分の承認について(社会教育委員の選任)については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6

- (岡本委員長) 次に、日程第6、その他について入りたいと思います。

(1) 郷土資料館建設進捗状況報告について、(2) 町民みなふれあい体育大会概要について、以上2項目について、一括で説明をお願いいたします。

- (大八木スポーツ文化振興課長) それでは、日程第6、その他でございます。初めに、郷土資料館建設進捗状況報告について、資料4でございます。

A4の3枚ものになっていると思うんですけども、まずこちらで一番頭に「郷土資料館事業計画」ということで、郷土資料館とその下の工芸工房村、これは県の施設であります。参考に書いてあります。

それでは、まず上から本体工事でございますけれども、(仮称)新郷土資料館の進捗状況につきましては、昨年12月に本体工事に着工いたしました。現在、基礎、床等が終わりまして、屋根の形枠工事、コンクリを入れるための形枠工事ですね。そちらまで進んでいます。実際の工事の進捗状況にいたしまして、大体40%、4割程度進んでいるのかなということですから、11月末完成という予定になっておりますので、順調に進んでいるという、建物についてはそういう状況でございます。

次に、順番に、本体工事、次に外構工事がございます。外構工事の内容でございますけれ

ども、敷地内の舗装やのり面の擁壁、また、植栽やフェンス工事などがこの外構工事に入ります。工事につきましては、この資料にありますように7月に発注して、本体工事の完成に合わせて、11月には完成をします。要するに、本体があって外構も終わらせると、こういう予定でございます。

次に、収蔵庫の棚及び備品設置工事。これが一番最後になります。一番最後になるんで、一応、本体工事が9月末、要するに9月頃の発注で、本体工事が終わらないと手がつけれませんので、発注を9月末に発注して、3月完成という形で進めたいというふうに思っています。

最後になりましたけれども、展示造作物の施工工事関係ですけれども、これについては6月13日に契約を結んでございます。その内容については1枚おめぐりいただければ、こちらに今回の展示資料等の製作概要ですけれども、設計業者がそのまま落札して、やるということでございます。展示につきましては、常設と企画という2つの部屋があるんですけれども、まず、常設につきましては、テーマに合わせまして、レプリカや写真、剥製等の製作を行うものでございます。

企画展示については、今、大きな展示ケースなどとか、あとは展示器材を設置することとしております。この内容につきましては、こちらにございますように、テーマが1から13番までございます。こちらの内容に合わせて、レプリカや写真を使うということで、テーマごとに中身が違っているということで、町独特のイメージのあるような資料館にしようということで、検討委員会の中で、こういったものがこういうイメージになっていくということでございます。

これの完成がございませけれども、すでに発注しておりますので、2月末には全部入ると、中身は。あわせて、現在、町の資料館がございませね。そちらの資料の本物も当然飾りますので、それを含ますと3月中には展示が終わるのかなと。4月の、いつもの時期にお祭りがありますよね、4月29日、その前にはオープンができればいいなど。そのオープンも、今、県でつくっております工芸工房村、こちらも同時進行しておりますので、調整をして、合えば一緒にオープンできればよろしいかなと一応このようなことで考えております。

それでですね、今、半原資料館の今の展示資料につきましては、実はこの秋、10月ごろには一度閉めさせていただいて、まず整理をさせていただこうと。それをしないと、持っているものとか、そうじゃないもの、その仕分けをしないといけないんで、まず、その仕事がありますので、秋には一回閉めさせていただいて。当然、今の資料館にかわるものというこ

とでつくっているわけですから、資料館としての役目は終わるわけですから、3月には新しい資料館の条例をつくりますので、あわせて現在の資料館については廃止というかたちになります。ですから、工事の絡みで今、私どもでやっているのは運営計画、どちらかという運営計画、あわせて条例という形ですね。こちらについては検討段階で、当然こちらについても関係市町村の内容だとか、一番私ども気になっているのが工芸工房村、県の施設ですけれども、基本的には、その施設と一体に運用という形が議会でも求められていますので、資料館を見て、工芸工房村で体験するとそういうことがありますので、運営上もそういうところから先にしていけないといけないのかなというようなことで、今、県の方の施設は、指定管理者制度をやるということなので、管理者がまだ決まりません。それが決まるのが10月だと思うんですけども、それが決まってから、正式には協議していくということでございます。

簡単でございますけれども、郷土資料館の関係、あと、この資料につきましては、1枚めくっていただきますと、これがイメージの。こんな配置で、これが中のイメージです。一番後ろが、ちょっときれいなロビーみたいな感じで、こういうイメージででき上がるということです。簡単でございますけれども、資料4の新郷土資料館建設進捗状況報告にかえさせていただきます。

それでは次、(2)町民みなふれあい体育大会概要についての資料5をごらんください。

資料5、第8回町民みなふれあい体育大会実施要項(案)ということでございます。これにつきましては、2年に1度ということで今年が8回目になります。中身的なものについては、前回と同様の中身にしておりますので、変わっているところだけご説明させていただきます。

まず、期日につきましては、10月12日日曜日。前回は雨天順延になっていました。ところが今、体育指導員さんに原案を出して渡しているんですけども、順延にしちゃうと人集めが大変だということなので、順延はしないということで考えております。

集合時間、開始時間も例年と同じの時間で設定してございます。あと、会場も三増陸上競技場。

あと、3番の協力団体のほうで、中学校吹奏楽部ですが、前回は中原でしたんで、今回は愛川中学校にお願いしようということに、一応学校にはお話しさせていただいています。

1枚めくっていただきますと、7番の競技方法、ここにつきましては人口の多い順に3ブロックということなんですけれども、前回と変わっていますが、BブロックとCブロック

のところ、半縄と宮本ですが、半縄が人口がふえたということで、その人口の差で、半縄と宮本が変わっているということでございます。あと、得点については前回と同じになっております。

10番目の参加申し込みにつきましては、一応9月12日を一応締め切りという形で進めさせていただいています。

最後に競技、一番後ろなんですけれども、競技の内容については、先ほど申しましたとおり、内容の変更はしてございません。ただ、変えたのは、障害物競争、ここは前回、体育のマットを障害物の上に置いたんです。そうしたところ、それがクッションになって、それが急に固いトラックに行ったり、ねじったりということで、ねんざをしたというような事故等がありましたので、今回の案ではそのマットをはずしてあります。せっかくやっていたいでけがすると困っちゃうんで、それがまず第1点。

2点目が、この真ん中の昼食なんですけれども、これもアトラクションと来賓等の競技というのは前回なかったんです。なくて、急遽何かやれということになったということだったので、今回は初めからお昼休みは大変でしょうけれども来賓等競技ということで、予定いたしました。具体的にはまだ決まっていらないんですけれども、そんなようなことで計画してございます。

最後に、これが一番大変なんですけれども、10番のふれあい対抗リレー。ここににつきましては、公募でも一番大変だったのが年齢別でやっていますので、どうしても人が集まらないということで、前回も当日になって、要はいいよというようなこともあったと聞いておりますので、一応私のほうで、今回は年齢の幅を広げました。30代未満とか、以上とか、幅を持たせた設定を計画してございます。

これで簡単に申しわけないんですけれども、以上がふれあい体育大会の説明は以上でございます。

以上でございます。

○（岡本委員長） これの説明は以上でございます。

これより質疑に入ります。何かご質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

○（八木委員） 非常に人集めが大変な現実を多少ご配慮いただいて、役員なんかやっていますと、非常に年齢層の人集めが大変です。うちの宮本区の例ですと、21行政区の中で65歳以上の高齢者率が一番高いところは足立原委員の八菅山区で、その次にうちなんです。いかに若い人がいないか。苦勞しています。ジョークですけども、いずれもお願いいたします。



○（岡本委員長） ほかにないですか。

郷土資料館の中で、映像コーナーとございますね。映像コーナー、これは常設されると思うんですけども、でもこういうのを確保できているのを見ると、ジオラマみたいなボタンを押すと、町のいろいろな、ずっと動いていくとぼっと見られるような、ありますね、いつ行っても見れるという、そういうものは置かないんですか。

○（大八木スポーツ文化振興課長） 委員長が言われるように、やはり歩きながら見られるべきだとか、流れがわかるような形でのイメージをつくっていかうということでございますので、まさに最新とまでは、いきませんけれども、それに近いような形での、一度来て、もういいやというんじゃないくて、またもう一度行きたいなというようなことで、今、一生懸命その中身を製作をしているところです。

○（岡本委員長） わかりました。

はい、三好委員。

○（三好委員） 随分前になると思うんですけども、この郷土資料館の展示の内容を、現在活躍している町出身の方々をわかりやすく紹介できるようなことがあるといいねと、そんな話をしたことがあるんですが、ここの資料の中ではそれはないんですけども、そういうことは全くお考えにならなかったということでしょうか。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 限られたスペースで常設展示を何をするかということがありまして、実はここまで絞り込むには相当いろいろな内容をカットしたことがございます。ここに盛り込めなかったものは、隣に特別展示室がありますので、そこを活用して、展示を企画をしていきたいということを考えています。

例えば、中村博直さんですか、いろいろなものをご寄附をいただいて預かっております。それも100ぐらいありますので、そう簡単には全部展示ができないようなことですが、企画いたしまして、そういうものを展示するような、そういうことをしていきたいと考えております。

○（岡本委員長） よろしいですか。

○（三好委員） 生きた教材、町民意識の高揚等に活用されるといいなと思います。

○（岡本委員長） 町の備品とか、いろいろありますよね。形式的な遺品とか。やっぱり個人がからむと、はなかなか選考とか難しい問題もあるんでしょうね。あの人をのせてとか、いろいろ細かいことになってくると難しい面があるかと思いますよ。確かに個人の業績だから。

○（足立原委員） 企画ですか、学芸員が現在お一人います。その職員の増員とか、そういう面も、なかなか大変だね。

○（岡本委員長） どうぞ、教育長。

○（熊坂教育長） 最終的に、人数というのはまだ決定はしてありませんが、今、スポーツ・文化振興課に学芸員は2人おられます。人文系と自然系ということで、この2人をフル活用していきたいと、そういうことであります。

○（岡本委員長） 資料館専属で配置されるのですか。

○（熊坂教育長） そこまで細かくは決まっておりませんが、基本的にはその者2人が中心になってということを考えております。

○（岡本委員長） この間の新聞で、学芸員の数をふやすとか何かというのは出ていましたかね。ここでも学芸員のこと何か出ていましたよね。

○（足立原委員） 資格を取る、大学の履修の科目を多くするということです。

○（岡本委員長） 特にございませんか。

では、質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） では、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） では、ほかにないようですので、（1）郷土資料館建設進捗状況報告について、（2）町民みなふれあい体育大会概要について、以上2項目については、ご了承願います。

次にその他について、各委員の中らご意見、ご質疑等がありましたら、ご発言いただきたいと思ひます。その他、何かございますか。

（発言する者なし）

○（岡本委員長） 特にないようですので、これで質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） よって、日程第6、（3）その他については、ご了承願います。

以上をもちまして、議事のすべてが終了いたしましたので閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、6月定例会を閉会いたします。長時間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。